

始まります!!



町では、**戸籍事務の効率化や正確性、証明書発行時間の短縮**など住民サービスの向上を目的に、これまでの紙による管理から電算（コンピューター）による管理へと変更する為の作業を進めております。なお、電算化後の証明書発行は2月25日（月）から行う予定です。

●戸籍とは？

戸籍は、国民が生まれてから死亡するまでの身分関係を登録し、公証する重要な公簿です。戸籍制度は百年以上にわたり、日本国民であること（国籍）や、夫婦・親子などの身分関係を証明する唯一の制度として私たちの社会基盤を支えてきました。

●電算化される戸籍は？

今回電算化される戸籍は、本籍が上ノ国町にある方の戸籍です。住所が上ノ国町内にあっても、本籍が上ノ国町以外の方は対象となりません。

●電算化前の戸籍は？

平成25年2月22日までに既に婚姻や死亡・養子縁組などで除籍になっている方（戸籍の氏名欄に×印のある方）は、電算化後の戸籍に登録されません。

そのため、相続などでこのような戸籍を必要とする場合は、「平成改製原戸籍」（手数料750円）を請求していただくことになります。

●戸籍の附票も電算化されます

戸籍に登載されている方の住所履歴を記録している戸籍の附票も電算化され、これまでの附票は電算化後、「改製原附票」となります。

電算化後の戸籍の附票には、電算化時点での最新の住所のみが記載され、それ以降に住所異動があった場合は追加されていきます。

相続や自動車の廃車手続きなどで電算化前の住所履歴が必要な場合は「改製原附票」（手数料250円）を請求していただくことになります。

住民課

